

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-1-1
許認可等の種類	特定商工業者の該当基準の引上げの許可			
根拠法令条例等・条項	商工会議所法第7条2項			
許認可等の概要	特定商工業者の該当基準である従業員の数や資本金額又は払込済出資総額を引上げる場合は、知事が許可する。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令において言い尽くされているため) ○昭和62年5月27日付け62中第122号商工部長通知「商工会議所法に係る権限委任事務の取扱いについて」 基準の引上げは、地区内の人口、会員数、商工業者数、特定商工業者数等の実態等を勘案し、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、必要最小限度の範囲内において認める。			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね1カ月			
期間の制定根拠	経由期間(地域振興局):2週間、処分庁:2週間			